

文書番号

8-1

VER. 17

運用管理要領

改訂 履歴	施行年月日	内 容	施行年月日	内 容
	平成10年8月31日	制定	平成22年4月1日	一部改訂
	平成10年10月15日	全部改訂	平成25年4月1日	一部改訂
	平成11年2月1日	一部改訂	平成26年4月1日	一部改訂
	平成13年4月1日	一部改訂	平成27年4月1日	一部改訂
	平成13年11月30日	一部改訂	平成28年4月1日	一部改訂
	平成14年10月1日	一部改訂	平成30年4月1日	一部改訂
	平成17年10月1日	一部改訂	令和3年4月1日	一部改訂
	平成20年4月1日	一部改訂	令和5年4月1日	一部改訂
	平成21年4月1日	一部改訂		
規程 内容	第1条 趣旨 第2条 手順の作成及び環境活動の実行 第3条 供給者及び請負者等への伝達 第4条 異なる環境側面の配慮 付 則			

運用管理要領

(趣旨)

第1条 本区における環境目標の運用管理に関し必要な手順を定める。

(手順の作成及び環境活動の実行)

第2条 環境管理責任者は、環境目標を達成するため別表1に定める手順書を作成する。

2 実行部門長又は環境管理推進員は、運用管理のため必要があるときは、各所属において手順書を作成することができる。

(供給者及び請負者等への伝達)

第3条 環境管理責任者または実行部門長は、所管事務事業において、環境マネジメントシステムの著しい環境側面に関連する、別表2に定める供給業者及び請負業者に対して、必要な手順や要求事項を文書で伝達する。

2 環境管理責任者は、普通財産の貸付け、または行政財産使用許可を受けて、区の土地または建物を継続使用している各種団体に対して、本マネジメントシステムの趣旨を伝達・指導する。

運用管理要領

(異なる環境側面への配慮)

第4条 環境活動にあたっては、一つの環境側面への配慮に片寄ることなく異なった環境側面に配慮しなければならない。

付 則 この要領は、平成10年8月31日から施行する。

付 則 この要領は、平成10年10月15日から施行する。

付 則 この要領は、平成11年2月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成13年11月30日から施行する。

付 則 この要領は、平成14年10月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	8-1	ページ 3/3
-----------------	------	-----	---------

運用管理要領

別表1

文書番号	文書内容
8-1-1	特定フロン等使用機器管理手順書
8-1-2	省エネルギー及び省資源管理標準手順書
8-1-3	グリーン調達手順書
8-1-4	区の建築・土木工事に係る環境配慮手順書
8-1-5	施設整備にあたっての省エネルギー・環境配慮手順書
8-1-6	庁有車等への低公害車導入手順書
8-1-7	化学物質等管理標準手順書
8-1-8	PCB廃棄物管理手順書
8-1-9	廃棄物適正管理手順書

別表2

環境側面	伝達内容	伝達先	対象部門
エネルギー消費	省エネルギーの推進	施設運転管理者	関連課・所
自動車の使用	自動車の使用抑制・合理化 アイドリングストップ	自動車運行委託業者	関連課・所
資源の消費 廃棄物の廃棄	省資源・リサイクルの推進 廃棄物の適正処理	本庁舎廃棄物処理業者及び資源回収業者	契約管財課
		区施設廃棄物処理業者及び資源回収業者	環境政策課
		学校施設廃棄物処理業者及び資源回収業者	教育委員会学務課
		その他施設廃棄物処理業者及び資源回収業者	関連課・所
環境配慮	グリーン購入の推進	文房具事務用品取扱業者 学校教材具取扱業者	関連課・所
建築・土木工事に伴う環境配慮 建設廃棄物の廃棄	環境配慮型施工方法の採用 熱帯材型枠の使用抑制 建設副産物対策	建築・土木工事業者	施設経営課 土木計画・交通安全課 工事設計課 南部土木サービスセンター 北部土木サービスセンター みどり公園課
その他	区の環境マネジメントシステムについて適宜伝達	その他の業者	関連課・所